



毎日、発明する会社

第23回定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年7月27日(木曜日)午前10時
(受付開始時刻 午前9時30分)

開催場所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷マークシティ内
渋谷エクセルホテル東急6階
プラネッツルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の承認の件

決議ご通知の開示方法について

本総会に関する決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトにてご報告申し上げます。株主の皆様にはご不便かと存じますが、発送物の送付は行いませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

▼
当社ウェブサイト(アドレス <https://freebit.com/>)

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、控えさせていただいております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3843/>



フリービット株式会社

証券コード 3843
2023年7月12日

株主各位

東京都渋谷区円山町3番6号
フリービット株式会社
代表取締役社長 石 田 宏 樹

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、当日ご出席に代えて、[ライブ配信（6頁）](#)のご利用をご検討いただきますとともに、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（9頁から46頁まで）をご検討のうえ、[可能な限り議決権の事前行使](#)をお願い申し上げます。

本株主総会の招集に関しては、株主総会書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】<https://freebit.com/>

（上記ウェブサイトにアクセスしていただき、「IR」「IRライブラリ」「株主総会・株主様向け事業説明会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フリービット」または「コード」に当社証券コード「3843」を入力・検索し、「基本情報」、「縦欄書類／PR情報」を順に選択して、「縦欄書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2023年7月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティ内
渋谷エクセルホテル東急6階 プラネッツルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の承認の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください（定款第16条の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主1名に限られます。）。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の1. 企業集団の現況のうち「主要な事業内容」「主要な事業所」「主要な借入先の状況」「使用人の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、2. 会社の現況のうち「新株予約権等の状況」会社役員の状況のうち「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」、3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況、4. 会社の支配に関する基本方針及び5. 剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他注記」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「重要な会計方針に係る事項に関する注記及びその他の注記」なお、上記②及び③は、会計監査人が会計監査報告を、上記①～③は、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。また、パソコン・スマートフォン・タブレットで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。
- 本株主総会の様子は、インターネットによるライブ中継でもご覧いただくことができます。ご視聴方法は6頁から8頁をご覧ください。
- 株主様へのお土産はご用意しないこととさせていただきます。

議決権の行使方法のご案内

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1

お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.muftg.jp/>

1

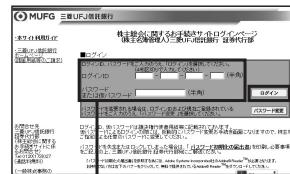
議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

2

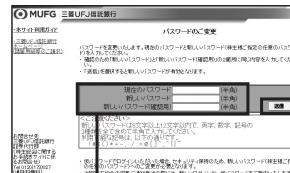
議決権行使書用紙に
記載された「ログインID」・
「仮パスワード」をご入力
ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、
「ログイン」をクリック

3

仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更
手続き画面になりますので、株主様任意の
パスワードに変更
してください。



新しいパスワードを入力し、
「送信」をクリック

4

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【機関投資家の皆さまへ】

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内

本總會につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様をご自宅でも株主總會の様様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※ライブ配信及び事前質問をご利用いただく場合は、8頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2023年7月27日（木曜日）午前10時から

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/freebit-23>



<必要事項> 株主番号
郵便番号
保有議決権数

- ① 上記のURLを入力いただくか、二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「議決権個数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「議決権個数」を、必ずお手許にお控えください。

※ ご不明点に関しては、下記URLよりヘルプページをご参照ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

議決権の行使方法のご案内

3. 事前質問方法

接続先：
https://web.sharely.app/e/freebit-23/pre_question



<必要事項> 株主番号
郵便番号
保有議決権数

- ① 上記のURLをご入力いただくか、二次元コードを読み込み、事前質問回答ページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、お手元の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「議決権個数」を、画面表示に従って入力しログインしていただき、報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

【事前受付締め切り】 **2023年7月21日（金曜日）**

※受付期間終了後に送られたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

注意事項

- 当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、ご質問及び決議にご参加いただくことはできません。株主の皆様におかれましては、インターネットによる事前質問、議決権の行使につきましては書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。議決権行使は、株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年7月26日（水曜日）午後7時まで**に行使いただきますようお願い申し上げます。
- 事前質問フォームから動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席ください。
- 当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信は会場後方より行いますが株主様のお顔は映らないよう配慮いたしますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>
- 当日は、以下電話番号、受付時間にて接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただけます。
なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできません。あらかじめご了承ください。

電話番号：03-6416-5286

受付時間：2023年7月27日（木曜日）午前9時30分から株主総会終了まで

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	いし だ あつ き 石 田 宏 樹	代表取締役社長	再任
2	し みず たかし 清 水 高	取締役副社長	再任
3	とも まつ こう いち 友 松 功 一	取締役	再任
4	わ だ いく こ 和 田 育 子	取締役	再任
5	こめ や のぶ ひこ 米 谷 信 彦		新任 社外 独立
6	たけ だ せい じ 竹 田 青 滋		新任 社外 独立
7	ど き ひで あき 土 岐 英 秋		新任 社外 独立

候補者番号

1

いし だ あつ き
石 田 宏 樹

(1972年6月18日生)
満51歳

再任



略歴、当社における地位、担当

2000年 5月 当社設立、代表取締役社長CEO
2004年 7月 当社代表取締役会長CEO
2005年 7月 当社代表取締役社長CEO
2015年 1月 フリービットモバイル(株)代表取締役社長CEO
2015年 2月 当社代表取締役会長
2015年 4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)取締役CIO兼CSO
2016年 4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)常務取締役CIO兼CSO
2020年 5月 当社代表取締役社長CEO兼CTO (現任)
2020年 5月 当社執行役員 (現任)
2021年 6月 ぴあ(株)社外取締役 (現任)
2021年10月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット取締役会長 (現任)
2021年10月 トーンライフスタイル(株)代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)ドリーム・トレイン・インターネット取締役会長
ぴあ(株) [証券コード：4337] 社外取締役
トーンライフスタイル(株)代表取締役社長

所有する当社株式の数

3,523,190株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

取締役候補者とした理由

石田宏樹氏は、2000年5月の当社設立以来、創業経営者の一人として上場1社を含む当社グループを現在の規模にまで発展させてきました。また、日本最大規模のデータシステムの技術的統括に携わるなど、技術的な経験と知見も有しております。当社グループの拡大に不可欠なICTに関する造詣が深いことに加え、既成概念に左右されない経営者視点と実行力を兼ね備えており、AI・ブロックチェーン等の先端技術の事業化を担い、当社グループの拡大に努めています。

当社は、当社グループのさらなる発展のために、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

2

しみず
清水

たかし
高

(1974年2月26日生)
満49歳

再任



所有する当社株式の数

126,691株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

2000年 5月 当社設立、取締役
2005年 8月 当社財務経理部ジェネラルマネージャー
2010年 7月 当社グループ経営管理本部長兼財務経理部ジェネラルマネージャー
2011年10月 当社執行役員 (現任)
2015年 3月 トーンモバイル(株)社外取締役
2015年 4月 フリービットインベストメント(株)代表取締役社長 (現任)
2015年 4月 フリービットスマートワークス(株)代表取締役社長 (現任)
2015年 7月 当社取締役副社長 (現任)
2016年 7月 (株)ベッコアメ・インターネット代表取締役社長 (現任)
2016年 9月 (株)EPARKヘルスケア (現 (株)くすりの窓口) 取締役
2018年 9月 (株)アルク取締役
2020年 6月 (株)ギガプライズ取締役
2020年 7月 当社管理本部長 (現任)
2020年 7月 (株)フルスピード取締役
2020年10月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット監査役
2021年 5月 (株)ドリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長 (現任)
2023年 6月 (株)ギガプライズ監査役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)ドリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長
(株)ギガプライズ [証券コード：3830] 監査役

取締役候補者とした理由

清水高氏は、当社の創業者の一人として技術部門、管理部門、営業部門の責任者を歴任し、その過程で培った知見を活かしてグループ各社の経営にも参画し、当社グループの発展に貢献してきました。また、当社の子会社の経営に携わり、スタートアップ企業投資を担当するなど、今後の当社グループの拡大に不可欠な新規事業開拓に努めています。

当社は、当社グループのさらなる発展のために、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

とも まつ こう いち
友 松 功 一

(1979年2月1日生)
満44歳

再任



所有する当社株式の数

6,019株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

2001年 4月 グッドウィル・グループ(株)入社
2004年 4月 同社統轄部エリアマーケティングマネージャー
2006年 7月 (株)グッドウィル営業企画部部长
2008年11月 (株)フルスピード入社
2011年11月 同社業務統括本部本部长
2013年 7月 同社取締役
2014年 7月 (株)フォーイト取締役(現任)
2015年 2月 (株)フルスピード代表取締役社長
2015年12月 (株)シンクス取締役
2017年 1月 FULLSPEED TECHNOLOGIES INC.Director(現任)
2017年 5月 (株)カムボールド(現(株)クライド)代表取締役社長
2017年 9月 (株)フルスピードリンク取締役
2017年12月 上海賦絡思广告有限公司董事
2018年 7月 (株)クライド取締役(現任)
2019年 5月 (株)ジョブロード代表取締役社長(現任)
2020年 5月 (株)フルスピード代表取締役会長
2020年 6月 (株)ギガプライズ取締役(現任)
2020年 7月 当社取締役(現任)
2020年 7月 当社執行役員(現任)
2020年10月 当社グループ人事本部长(現任)
2023年 1月 (株)フルスピード代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

FULLSPEED TECHNOLOGIES INC.Director
(株)クライド取締役
(株)ジョブロード代表取締役社長
(株)フルスピード代表取締役社長
(株)ギガプライズ〔証券コード：3830〕取締役
(株)フォーイト取締役

取締役候補者とした理由

友松功一氏は、グループ会社の経営に参画し、当社グループの発展に貢献してきました。事業戦略、人事に関する豊富な経験と知見を有しており、当社グループの持続的成長を図る観点から、広範かつ高度な視座よりグループ経営の推進・強化に努めています。当社は、当社グループのさらなる発展のために、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

4

和田育子

(1971年7月17日生)
満51歳

再任



所有する当社株式の数

9,319株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1994年 4月 (株)キンレイ入社
2004年 6月 (株)アクアクララ入社
2008年10月 (株)フラクタリスト (現ユナイテッド(株)) 入社
2012年 5月 当社入社
2014年 7月 当社グループ経営管理本部長
2016年 5月 当社執行役員 (現任)
2018年 9月 (株)アルク取締役
2020年 6月 (株)ギガプライズ取締役 (現任)
2020年 6月 (株)フリービットEPARKヘルスケア (現 (株)くすりの窓口) 取締役
2020年 7月 当社グループ経営企画本部長 (現任)
2020年 7月 (株)フルスピード取締役 (現任)
2020年 7月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)ギガプライズ [証券コード：3830] 取締役
(株)フルスピード取締役

取締役候補者とした理由

和田育子氏は、当社にて経営企画部門、IR部門、人事部門、法務部門、財務経理部門の責任者を歴任し、情報管理体制の強化、人材育成及び事業戦略を推進しており、その過程で培った知見を活かしてグループ各社の経営にも参画し、当社グループの発展に努めています。

当社は、当社グループのさらなる発展のために、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

こめ や のぶ ひこ
米 谷 信 彦

(1955年9月20日生)
満67歳

新任

社外

独立



略歴、当社における地位、担当

1981年 4月 アルプス電気(株) (現 アルプスアルパイン(株)) 入社
2000年 3月 ALPS ELECTRIC (UK) LIMITED 取締役社長
2004年 6月 アルプス電気(株) (現 アルプスアルパイン(株)) 取締役
2009年 6月 同社常務取締役 MMP事業本部・資材担当
2012年 6月 同社専務取締役 管理本部長
2015年 6月 アルパイン(株) (現 アルプスアルパイン(株)) 専務取締役
2016年 6月 同社代表取締役社長
2019年 1月 アルプスアルパイン(株)代表取締役副社長執行役員

所有する当社株式の数

一株

取締役会への出席状況

一回

重要な兼職の状況

該当はありません

社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要

米谷信彦氏は、経営者として豊富なマネジメント及び国際経験とEVや自動運転分野等新規事業の知見を有し、2016年からアルパイン(株) (現 アルプスアルパイン(株)) の代表取締役社長として、組織改革や新規事業の創出など事業基盤の強化にリーダーシップを発揮してきました。その企業家としての知見を活かし、当社経営陣に提言や助言を行い、経営監督機能を果たす適切な人材と判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。当社は、当社グループのさらなる発展のために、これらの知見・経験に基づき、独立した立場から当社グループの経営を監督いただきたいため、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

6

たけ だ せい じ
竹 田 青 滋

(1960年4月16日生)
満63歳

新任

社外

独立



略歴、当社における地位、担当

1984年 4月 ㈱毎日放送入社 報道局
1991年 6月 同社テレビ営業局
1999年 4月 同社東京支社テレビ編成部
2010年 4月 同社東京支社テレビ制作部
2015年 6月 同社大阪本社編成局長
2017年 6月 同社コンテンツビジネス局長
2019年 6月 ㈱GAORA常務取締役
2021年 6月 ㈱GAORA代表取締役社長

所有する当社株式の数

一株

取締役会への出席状況

一回

重要な兼職の状況

該当はありません

社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要

竹田青滋氏は、放送業界でのプロデューサー、経営者として豊富なマネジメントの経験と知見を有し、様々な番組の制作にリーダーシップを発揮してきました。その企業家としての知見を活かし、当社経営陣に提言や助言を行い、経営監督機能を果たす適切な人材と判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。当社は、当社グループのさらなる発展のために、これらの知見・経験に基づき、独立した立場から当社グループの経営を監督いただきたいため、社外取締役候補者として選任をお願いするものです

候補者番号

7

ど き ひで あき
土 岐 英 秋

(1962年12月30日生)
満60歳

新任

社外

独立



略歴、当社における地位、担当

1988年 4月 インテル(株)入社
2009年12月 同社技術本部統括技術部長
2010年 6月 同社技術本部副本部長
2011年 6月 同社技術本部本部長
2012年 6月 同社執行役員
2017年10月 同社アジア太平洋地域統括 技術推進本部・技術本部ディレクター・本部長
2017年11月 同社技術本部執行役員常務
2021年 4月 同社第2技術本部執行役員常務

重要な兼職の状況

該当はありません

所有する当社株式の数

一株

取締役会への出席状況

一回

社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要

土岐英秋氏は、インテル(株)の技術本部にて、製品技術のサポート、DXにおけるAI化での技術課題解決等を行い、執行役員常務として豊富なマネジメントの経験と知見を有しております。当社は、その知見を活かし、当社経営陣に提言や助言を行い、経営監督機能を果たす適切な人材と判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。当社は、当社グループのさらなる発展のために、これらの知見・経験に基づき、独立した立場から当社グループの経営を監督いただきたいため、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 米谷信彦氏、竹田青滋氏及び土岐英秋氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役としての選任が承認された場合、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者であります米谷信彦氏、竹田青滋氏及び土岐英秋氏の選任の承認がされた場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
4. 「所有する当社株式の数」には、2023年4月30日現在の役員持株会における持分を含めた実質的株式数を記載しております。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補填することとしております。ただし被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年4月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役山口勝之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名	当社における地位	
やま ぐち かつ ゆき 山 口 勝 之	社外監査役	再任 社外

やま ぐち かつ ゆき
山 口 勝 之

(1966年9月22日生)
満56歳

再任

社外



所有する当社株式の数

15,595株

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

監査役会への出席状況

14回/14回 (100%)

社外監査役候補者とした理由

山口勝之氏は、弁護士として企業法務及びIT関連法務に精通した経験と知識を有しており、その経験と知識を活かして当社の監査を行っていただきたいため、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、会社の監査業務に十分な見識を有しておられることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

略歴、当社における地位

- 1991年 4月 第一東京弁護士会登録
西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
- 1998年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2000年 8月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー弁護士
- 2001年 3月 楽天(株)（現楽天グループ(株)）社外監査役（現任）
- 2007年 7月 当社社外監査役（現任）
- 2011年 3月 (株)ジュピターテレコム社外監査役
- 2015年 6月 (株)博報堂DYホールディングス社外監査役
- 2015年 6月 (株)博報堂DYメディアパートナーズ監査役
- 2018年 9月 西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 執行パートナー（現任）
- 2021年 9月 (株)ブレインパッド社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 執行パートナー
楽天グループ(株)社外監査役
(株)ブレインパッド社外取締役（監査等委員）

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 監査役候補者山口勝之氏は、西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 執行パートナーであり、当社は西村あさひ法律事務所と顧問弁護士契約を交わしております。
2. 社外監査役候補者であります山口勝之氏は、現に当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって16年となります。
3. 社外監査役候補者であります山口勝之氏は、現に当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結してします。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 「所有する当社株式の数」には、2023年4月30日現在の役員持株会における持分を含めた実質的株式数を記載しております。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補填することとしております。ただし被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または監査役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年4月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

独立役員の選任基準

- ① 当社グループの業務執行者（業務執行者でない取締役、監査役等を含む）ではないこと
- ② 当社グループを主要な取引先とする者又は当社グループの主要な取引先ではないこと
- ③ 当社グループの主要借入先ではないこと
- ④ 当社グループから、役員報酬以外に法律、財務、税務等に関する専門的なサービスに対する対価として多額の金銭その他の財産を得ていないこと
- ⑤ 当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士ではないこと
- ⑥ 当社グループから多額の寄付を受け取っていないこと
- ⑦ 当社グループが主要株主又は当社グループの主要株主ではないこと
- ⑧ 当社グループと株式の持合い関係がないこと
- ⑨ 当社グループと役員の相互派遣関係がないこと
- ⑩ 上記②から⑨が法人等の団体である場合は当該団体に所属する者ではないこと
- ⑪ 上記①から⑨の近親者（配偶者又は二親等内の親族）ではないこと
- ⑫ 上記④及び⑥の金額は1千万円超とする

ご参考：スキルマトリクス

	地位・役職等	ジェンダー	社外性	企業経営に関する知見	業界知見			マーケティングに関する知見	国際性に関する知見	労務人事に関する知見	財務会計に関する知見	法務・ガバナンスに関する知見	専門性 業務関連性のある資格
					5Gインフラ支援	5G生活様式支援	企業・クリエイター 5GDX支援						
取締役会	石田 宏樹 代表取締役社長 CEO兼CTO	男性		●	●	●	●	●	●				
	清水 高 取締役副社長 CFO	男性			●	●				●	●		
	友松 功一 取締役COO	男性					●		●				
	和田 育子 取締役CSO	女性			●	●			●	●	●		
	米谷 信彦 社外取締役	男性	●	●	●	●		●	●	●	●		
	竹田 青滋 社外取締役	男性	●	●		●	●	●					
	土岐 英秋 社外取締役	男性	●		●			●	●	●			
監査役会	篠 秀一 常勤監査役	男性		●						●	●		
	松岡 彰洋 常勤社外監査役	男性	●	●						●	●		
	山口 勝之 非常勤社外監査役	男性	●	●				●			●	弁護士	
	矢田堀 浩明 非常勤社外監査役	男性	●							●	●	公認会計士	
	合計		6	6	5	5	3	4	4	4	6	7	

上記は、各人のすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。
各項目の「経験」は該当する業務や役職に、原則として通算3年以上従事したものを指します。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の承認の件

当社は、2023年5月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号口(2)に規定されるものをいいます。）の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することに関して決議を行いました。なお、本プランの導入につきましては、上記取締役会において、独立社外取締役1名を含む当社取締役全員の賛成によって承認されるとともに、独立社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、異議がない旨の意見が表明されております。

本プランは、2023年5月18日付けで効力を生じておりますが、株主の皆様のご意思をより反映させるといふ観点から、本総会において本プランの導入に関する承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとしております。

従いまして、本プランを導入することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本プランの内容は下記のとおりです。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（総称して、以下「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じとします。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等（下記Ⅲ.2.(1)①に定義されます。以下同じとします。）であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案において、大規模買付行為等により、当社グループの企業価値の源泉が中長期的に見て毀

損されるおそれがある場合など、当社グループの企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれがある場合には、大規模買付者（下記Ⅲ.2.(1)①に定義されます。以下同じとします。）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令等及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社グループの企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社グループの事業内容

当社グループは、「Being The NET Frontier！（Internetをひろげ、社会に貢献する）」という企業理念を掲げ、インターネットに関わるコアテクノロジーの開発や大規模ネットワークシステムの運用で培ってきた技術力の蓄積を強みとして、主に法人向け、個人向けにインターネット関連サービスを提供しております。

2. 企業価値向上に向けた取組み

当社グループでは、2021年4月期から2024年4月期を5G（第5世代移動通信システム）/Web3（分散型の次世代インターネット）/AIという非連続な技術の普及開始期と位置付け、既存事業の着実な成長とその利益創出、及び最新技術へのキャッチアップとそれらを利用したビジネスモデルのセットアップを行うことを目標とした中期経営計画『SiLK VISION 2024』（以下「本中期経営計画」といいます。）を遂行しております。その中でもWeb3領域においては、世界のレイヤ1ブロックチェーンにおいて世界トップ5規模のノード数（2023年3月9日現在、インターネット上において公表されているブロックチェーンのノード発表数における当社調べ）の運用に成功するなどの実績に対して、アルプスアルパイン株式会社（以下「アルプスアルパイン」といいます。）との資本業務提携を開始するなど、一定の成果が出始めております。

また、5G/Web3/AIなどは、その普及により、当社グループの既存事業の大半が属するパフォーマンスゾーンに対し、今後、破壊的な影響を与える可能性が高く、例えば5G時代になると、当社連結子会社の株式会社ギガプライズ（以下「ギガプライズ」といいます。）が提供する集合住宅向けインターネット接続サービスについても現在の固定回線網から無線（5G、6G）へのシフトが進む可能性までを想定し、本中期経営計画に臨んでおります。そして、その必要性を投資家の皆様にご理解いただけるようにも努めております。

そして、当社グループでは、「5G/Web3時代のPlatform Maker」としてExponential Technology“指数関数的に成長する技術”による事業の拡大を目指しており、モバイル革命領域、生活革命領域、生産革命領域を、当社グループにとっての世界的な成長領域と考え、持続可能な社会の実現に貢献しつつ、これらの領域にフォーカスをあてて本中期経営計画に向けて邁進しております。

また、2022年4月期から、モバイル革命領域、生活革命領域、生産革命領域にそれぞれ対応するよう事

業セグメントを変更するとともに、持続的な成長を目的としたゾーンマネジメントによる事業オペレーションを行っています。

ゾーンマネジメントは、当社グループの中長期的な成長を企図したものであり、既存事業の大半が属するモバイル革命領域/5Gインフラ支援事業セグメントをパフォーマンスゾーンに、生活革命領域/5G生活様式支援事業セグメントのうち5G Lifestyleをトランスフォーメーションゾーンに、生活革命領域/5G生活様式支援事業セグメントのうち5G Workstyle及び5G Healthstyle並びに生産革命領域/企業・クリエイター5G DX支援事業をインキュベーションゾーンに、それぞれ位置付け、パフォーマンスゾーンでの収益を原資として、トランスフォーメーションゾーンの事業成長によるパフォーマンスゾーンへの移行と次期中期経営計画におけるインキュベーションゾーンからの成長事業の創出を推進しております。当社グループでは、2021年4月期からの10年間を「5G/Web3/AIの普及から発展の10年」と位置づけ、本中期経営計画をはじめとした経営計画を遂行していくことによる継続的な成長を企図しております。

当社グループの主力事業であるMVNE（Mobile Virtual Network Enabler：仮想移動体サービス提供者）事業の顧客は、これからの5G StandAlone（LTEとの併用ではない5G単独の通信規格）方式の普及にあたり、従来のMVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者）事業者や一般の個人・法人に加え、5G時代を見据えたIoT（Internet of Things：モノのインターネット）事業者等も対象となっており、当社グループは、これらに対応したサービスの提供を行うことで、かかる顧客の要求に的確に答えていく必要があります。

また、それらの事業に関する膨大な数のネットワーク接続をセキュアに行うことやそれらの顧客同士/機器同士の取引をプラットフォームに極力依存しない分散型組織・仕組みで、仲介するといった目的などから、4G/5Gという通信技術に加え、Web3/AI技術への対応、及び製品の単なる納入・運用に止まらない、顧客の真のニーズを汲み取るなど、当社においては、当社が持つビルディングブロック（ソフトウェア開発に必要な命令や関数を外部アプリケーションから簡単に利用できるようにするインターフェース）を一定の設計思考（エンタープライズアーキテクト思考）のもとに組み上げ、ソリューションサービスの提供や共同ビジネスの提案を行うことが必要となってきました。そして、これからの5G StandAloneの普及は、当社グループにとって、チャンスであり、今後対応していくべき課題でもあると認識し、グループ一体となって、5G/Web3/AIに関連する事業開発に取り組んでいます。

既に、当社と当社連結子会社のギガプライズ及びアルプスアルパインは技術連携を開始し、アルプスアルパインの提供するパブリック/ローカル5G向け「5G通信デバイス評価キット」等を活用し、ギガプライズらが提供する「LIVINGTOWN みなとみらい」において垂直統合型の共同実証実験を開始することを公表しております。この共同実証実験を通じて、当社のWeb3技術とギガプライズの展開力/サポート力、そしてアルプスアルパインのデバイス力/センサ技術を融合することで、5G領域におけるIoT、住宅空間などの生活様式への取り組みを強化してまいります。

このような変化に対応するための一環として2023年4月18日に開始したアルプスアルパインとの資本

業務提携を実行し、また、今般の本プランの導入についても、当社グループが企業理念に則った持続的な成長を行っていくために不可欠であるとの位置づけのもと、より一層、当社グループの企業価値を向上させていくことで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの方々のご期待に応えてまいります。

3. コーポレートガバナンスの強化

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、高度な技術力とサービス開発力を軸として、魅力ある価値創造企業を目指しています。また、企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役による相互監視及び監査役による監査により、経営の監視・監督機能の確保が行えるものと考え、取締役・監査役制度を採用しております。また、複数の社外取締役及び社外監査役を任用することにより、業務執行役員等への監視・監督の強化を図っております。そして、5G/Web3/AI時代を見据えた役員のスキルポートフォリオの体制整備を進めており、技術分野及び国際性の領域でのスキルポートフォリオの拡充に向け、その面に長けた社外取締役の登用の実現に取り組んでおります。

取締役会は、月に1度の開催を定例としつつ必要に応じ随時開催し、広い見地からの意思決定、業務執行の監督を行っています。また、法令・定款・取締役会規則に定める事項のほか幅広く報告し議論し決議しています。なお、取締役会には、監査役4名も出席し、取締役の業務執行について監査を行っています。

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名で構成されており、月に1度開催しています。各監査役は、監査役会で策定した年間監査計画に基づき重要な会議に出席するほか、業務及び各種書類や証拠の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。なお、監査役、内部監査室及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努めています。

また、毎年外部機関による客観的な取締役会の実効性評価を実施しており、経営戦略やリスク管理、コンプライアンス等、外部機関から指摘のあった点については改善計画を作成し、それを実行していくことで、着実に改善を図り企業経営の質の向上を推し進めています。

③ その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレートガバナンス報告書 (<https://freebit.com/profile/gov.html>) をご参照下さい。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

当社は、上記Ⅰ.のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社及び当社グループ固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社グループの企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社グループの企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社及び当社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2.(1)⑤に定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。本プランの導入に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、2023年5月18日付けで本プランの効力が発生するものとしたしますが、本総会において、本プランの導入につき株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに本プランを廃止することといたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、2023年5月18日付けで本プランの効力を発生させたものの、本総会において、本プランの導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに廃止されるものとして、本プランの導入を決定しました。

なお、2023年4月30日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」とおりであり、光通信株式会社、株式会社UH Partners 2、株式会社UH Partners 3及び株式会社エスアイエル（総称して、以下「光通信ら」といいます。）は、2023年4月30日現在、共同保有者として、株券等保有割合にして24.03%の当社株式を保有しており、それに続き、当社の代表取締役社長である石田宏樹が15.02%、アルプスアルパインが14.99%の当社株式をそれぞれ保有しており、本プラン導入時点で、光通信らの株券等保有割合は20%を超えております。もっとも、光通信らが本プランの導入後に当社の株式の追加取得その他の大規模買付行為等を行う場合には光通信らは本プランの適用対象となるものの、光通信らが本プラン導入後に当社の株式の追加取得その他の大規模買付行為等を行わない場合には光通信らは本プランの適用対象とはなりません。

なお、現時点においては、当社が特定の第三者から当社株券等の大規模買付行為等を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等⁽¹⁾について、当社の特定の株主の株式等保有割合⁽²⁾が20%以上となる買付けその他の取得⁽³⁾
- (ii) 当社が発行者である株式等⁽⁴⁾について、当社の特定の株主の株式等所有割合⁽⁵⁾及びその特別関係者⁽⁶⁾の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得⁽⁷⁾
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁽⁸⁾を樹立する行為⁽⁹⁾（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等

保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りです。)

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくとともに、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴
 - (ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容
 - (ニ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法
 - (ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合
- (ii) 大規模買付者が現に保有する当社株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況
- (iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁽¹⁰⁾ その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。)

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁽¹¹⁾

(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会又は独立委員会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたら当社取締役会又は独立委員会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたら当社取締役会又は独立委員会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします(ただし、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。以下「必要情報提供期間」といいます。)

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ(主要な株主又は出資者(直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じとします。)、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体(日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。))の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。)の詳細(沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去10年以内における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)を含みます。)
- (ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム(グループ内部統制システムを含みます。)の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付行為等の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性(大規模買付行為等を

一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)、並びに大規模買付行為等の完了後の当社株式等の保有方針並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)

- (iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (v) 大規模買付行為等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問いません。))を含みます。))の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的内容を含みます。)
- (vi) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。))の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- (vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社株式等の保有状況、当社株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
- (viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補者の経歴その他の詳細に関する情報(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等(大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)
- (xi) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針

- (xii) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xiii) 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑤(ii)に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- (xiv) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (xv) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xvi) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会又は独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、本必要情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります。）又は必要情報提供期間が満了した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。なお、下記④に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会評価期間（下記④に定義されます。）が起算されることとなります。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも本必要情報の提供が完了したと当社取締役会若しくは独立委員会が判断した旨又は必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、

大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保するための機関として独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役若しくは当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プランの導入当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙3のとおりです。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当

社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ロ)までに掲げる事由（これらに該当する者を、総称して、以下「濫用的買収者」といいます。）により、当該買付け等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っている
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っている
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の取得を行っている
- (ホ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合
- (ヘ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式等の売却を強要する虞がある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合
- (ロ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

- (f) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合
- (g) 大規模買付者が支配権を取得する場合における当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社グループの企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (h) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (i) その他(f)から(h)までに準じる場合で、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反する虞がある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置の発動の要否や内容等について株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）に問うべく、下記⑦の方法により株主意思確認総会招集することができるものとし、

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、例えば、対抗措置として新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行う場合において、割当てを受けるべき株主が確定した後に、上記(i)又は(ii)に該当した場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受けた上で、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が当該本新株予約権を無償取得（当社が本新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は本新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評

価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦ 株主意思確認総会の招集

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために株主意思確認総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに株主意思確認総会を招集します。また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに株主意思確認総会を招集します。これらの場合には、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑧ 大規模買付行為等の開始可能時期

大規模買付行為等は、取締役会評価期間経過後（上記⑦の株主意思確認総会が招集される場合においては、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動議案の否決及び当該株主意思確認総会の終結後）にのみ開始することができるものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として本新株予約権の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会

が認められた者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするもので

す。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収防衛策の導入を本総会において議案としてお諮りすることを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、上記2.(3)に記載したとおり、本プランは、本総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしております。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記2.に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役若しくは当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしております。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランによる買収防衛策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランによる買収防衛策の導入に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランによる買収防衛策の導入が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2.(1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）、弁護士並びに会計士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)及び(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株式等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株式等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員

兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株式等の買い上がりの状況、当社株式等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとしします。

- (注 9) 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとしします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- (注 10) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとしします。
- (注 11) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとしします。

別紙 1

当社の大株主の株式保有状況

(2023年4月30日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率(%)
石田 宏樹	3,517	17.62
アルプスアルパイン株式会社	3,510	17.59
株式会社UH Partners 2	1,893	9.48
光通信株式会社	1,441	7.22
株式会社UH Partners 3	1,412	7.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	970	4.86
株式会社エスアイエル	879	4.41
株式会社オービックビジネスコンサルタント	450	2.25
S M B C日興証券株式会社	331	1.66
村井 純	288	1.44

- (注) 1. 2023年4月30日現在の株主名簿を基準として、発行済株式(2023年4月30日現在の自己株式3,453,741株を除きます。)の総数に対する持株数の割合を記載しております。
2. 持株数は千株未満を、出資比率は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
 2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役若しくは当社社外監査役又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
 3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
 4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
 5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
 6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
 7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- 各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
 9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

別紙3

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

本プランの導入当初における独立委員会の委員は、松岡彰洋氏、矢田堀浩明氏、吉田和正氏の3名です。吉田和正氏の当社の取締役としての任期は、本総会の終結の時までとなっており、同氏は任期満了により当社の取締役を退任する予定であるため、当社は、本議案及び第1号議案「取締役7名選任の件」がいずれも原案どおり承認可決された場合には、本総会后最初に開催される当社取締役会において、吉田和正氏及び矢田堀浩明氏の後任の独立委員会の委員として、竹田青滋氏及び土岐英秋氏を新たに選任することを予定しています。

<本プラン導入当初時点>

氏名	松岡 彰洋（まつおか あきひろ）	1959年10月7日生
経歴	1984年4月	国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
	2001年4月	同社公開引受部長
	2009年5月	同社コンプライアンス統括部利益相反管理室長
	2012年2月	株式会社大戸屋ホールディングス入社 経営企画部副部長
	2014年4月	同社経営企画部長
	2015年6月	同社執行役員経営企画部長
	2016年6月	同社取締役経営企画部長
	2021年7月	当社社外監査役（現任）

株主総会参考書類

氏名	矢田堀 浩明 (やたぼり ひろあき)	1960年7月13日生
経歴	1987年10月	太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
	1991年8月	公認会計士登録
	1996年7月	太田昭和監査法人監査部門
	2002年5月	新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) パートナー
	2009年7月	同監査法人シニアパートナー
	2018年7月	公認会計士矢田堀総合会計事務所所長 (現任)
	2018年7月	当社社外監査役 (現任)
	2019年3月	愛光監査法人代表社員 (現任)
	2023年2月	一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会理事 (現任)
氏名	吉田 和正 (よしだ かずまさ)	1958年8月20日生
経歴	1984年10月	Intel Corporation入社
	2003年6月	インテル株式会社代表取締役社長
	2004年12月	Intel Corporationセールス&マーケティング統括本部副社長
	2012年4月	Gibson Guitar Corp. (現 Gibson Brands, Inc.) 取締役
	2012年6月	オンキヨー株式会社 (現オンキヨーホームエンターテイメント株式会社) 社外取締役 (現任)
	2013年2月	株式会社Gibson Guitar Corporation Japan取締役
	2013年6月	CYBERDYNE株式会社社外取締役
	2014年6月	TDK株式会社社外取締役
	2015年6月	株式会社豆蔵ホールディングス (現株式会社豆蔵K2 TOPホールディングス) 社外取締役
	2016年7月	当社社外取締役 (現任)
	2017年12月	株式会社マイナビ社外取締役
	2021年6月	株式会社オープストリームホールディングス取締役 (現任)
	2022年1月	株式会社マイナビ取締役常務執行役員 (現任)

＜本総会終了後選任予定＞

氏名	竹田 青滋 (たけだ せいじ)	1960年4月16日生
経歴	1984年4月	株式会社毎日放送入社 報道局
	1991年6月	同社テレビ営業局
	1999年4月	同社東京支社テレビ編成部
	2010年4月	同社東京支社テレビ制作部
	2015年6月	同社大阪本社編成局長
	2017年6月	同社コンテンツビジネス局長
	2019年6月	株式会社GAORA常務取締役
	2021年6月	同社代表取締役社長

氏名	土岐 英秋 (どき ひであき)	1962年12月30日生
経歴	1984年4月	インテル株式会社入社
	2006年4月	同社技術本部 統括技術部長
	2010年6月	同社技術本部 副本部長
	2011年6月	同社技術本部 本部長
	2012年6月	同社執行役員
	2016年10月	同社アジア太平洋地域統括 技術推進本部・技術本部 ディレクター／本部長
	2017年11月	同社技術本部執行役員常務
	2021年4月	同社第2技術本部執行役員常務

(注) 当社との関係について

- ・ 当社は、松岡彰洋氏、矢田堀浩明氏及び吉田和正氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- ・ 竹田青滋氏及び土岐英秋氏は、本総会で選任議案が承認可決された場合には、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役に就任する予定です。また、当社は、両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定です。
- ・ 各委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締

役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

当事業報告において、使用する名称の正式名称及びその説明は下記のとおりです。

使用名称	正式名称	説明
5G	5th Generation	第5世代移動通信システムの略称で、次世代通信規格の1つ
MVNO	Mobile Virtual Network Operator	仮想移動体通信事業者
MVNE	Mobile Virtual Network Enabler	MVNOの支援事業者
クラウド	Cloud Computing	ソフトウェア等をネットワーク越しに利用者に提供する仕組みやそのデータが蓄積・運用されているデータセンターやサーバー群の総称
DX	Digital Transformation	データとデジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデル等を変革すること
web3	web3 (Web 3.0)	巨大プラットフォームを介さずに、ユーザー同士で直接データやコンテンツ等のやり取りができる分散型の次世代インターネットの概念
AI	Artificial Intelligence	計算機（コンピュータ）を用いて、人間の知的行動を研究または行わせる技術
メタバース	Metaverse	インターネットを介して利用する仮想空間
NFT	Non-Fungible Token	デジタルコンテンツが本物か否か、制作者は誰か、所有権は誰かといったことを明確にできる技術

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「Being The NET Frontier！（Internetをひろげ、社会に貢献する）」という企業理念を掲げ、インターネットに関わるコアテクノロジーの開発、大規模システムの運用といった技術力の蓄積を強みとして、主に法人向け、個人向けにインターネット関連サービスを提供しています。

当連結会計年度における報告セグメントは以下のとおりです。

報告セグメント名	主なサービス
5Gインフラ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ISP向け事業支援サービス ・MVNO向け事業支援（MVNE）サービス ・法人向けクラウドサービス
5G生活様式支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・個人向けモバイル通信関連サービス ・個人向けインターネット接続関連サービス ・集合住宅向けインターネット接続関連サービス ・社宅管理代行サービス
企業・クリエイター5G DX支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットマーケティング関連サービス ・アドテクノロジー関連サービス

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の制限緩和を背景に、緩やかに持ち直しの動きはみられるものの、世界情勢に対する様々な懸念等から資源エネルギーの高騰や物価の上昇、また金利や為替の変動に伴う影響が継続しており、先行き不透明な状況が続いています。

そのような環境の中、当社グループが事業を行う情報通信市場では、テレワークの常態化やクラウド利用の拡大、自宅でのネット動画・ゲームをはじめとしたリッチコンテンツ、SNSの利用増加等によるインターネットサービスへのニーズの高まりに加え、モバイル回線網を介したインターネットサービスの利用者も増加し、通信トラフィックの上昇を主要因とした通信の品質や速度の向上、サイバーセキュリティへの対応が課題となっています。

一方、集合住宅向けインターネットサービス市場においては、新築物件へのインターネット設備の標準化が進んでおり、また、既存物件においても入居者の多様化するニーズやライフスタイルに合わせて、高速で安定したインターネット回線への切替え需要が高まっていることから、今後も堅調に推移すると見込まれています。

インターネットマーケティング市場においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を起因としたサービス需要の停滞から回復基調にはあるものの、個人情報保護を意識したサービス提供環境への変化や新たなサービス分野の出現、事業参入者の増加に伴う競争の激化など厳しい状況が続いています。そのため、今

後も持続的な成長を遂げていくには当社グループの強みを活かした独自のサービスを展開する必要があり、ひいては将来の成長を見据えた先行投資が不可欠であると認識しています。このような背景のもと、同市場において事業を行う株式会社フルスピード（以下、フルスピード）について、2022年11月1日付で当社の完全子会社化を実行し、その後のPMI（完全子会社化後の統合プロセス）につきましては、現在、グループ全体のより一層の事業のDX化・データ連携の強化を促進しつつ、フルスピードのビジネスモデルの再設計、人材リソースの最適化、バックオフィス機能の効率的集約化等を図っています。

また、2023年3月31日に「アルプスアルパイン株式会社との資本業務提携、第三者割当による自己株式の処分及び主要株主の異動に関するお知らせ」で公表しましたアルプスアルパイン株式会社（以下、アルプスアルパイン）との資本業務提携につきましては、アルプスアルパインを5G/web3/AI技術に対応するためのパートナーとして、より一層の協業体制の構築を推し進めていきます。そして、当社グループが展開している5G/web3時代の新たな住まいや暮らし方を提案するコミュニティタウン「LIVING TOWN みなとみらい」において、アルプスアルパインの提供するパブリック/ローカル5G向け「5G通信デバイス評価キット」等を活用した垂直統合型の共同実証実験を開始するなど、既に5G Homestyle分野での技術連携を開始しています。

報告セグメント別の業績は、次のとおりです。

5Gインフラ支援事業 売上高9,489百万円

売上高

(単位：百万円)

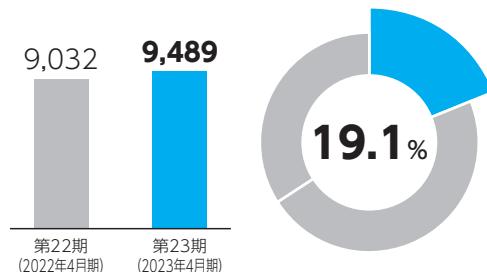
売上高構成比

固定回線網においては、働き方や生活スタイルの変化に伴い、自宅でのオンライン動画の視聴やゲームをはじめとしたリッチコンテンツ及びSNSの利用等の増加、テレワークや在宅学習の普及などに伴うオンライン形式の会議や授業の一般化により、インターネットを介した多くのサービスの利用増加が継続しており、ネットワーク原価につきましては高止まり基調が続いています。

モバイル回線網においては、大手モバイル通信キャリアによる格安プランの提供やサブブランドでの展開が独自型MVNOサービス事業者の成長に影響を与える傾向が続いていますが、モバイル市場全体としての成長は継続しており、今後も拡大していく見込みです。

このような状況のもと、当社グループにおいては、MVNEとしてのMVNO向け支援事業の規模拡大に加え、ISP向け支援事業の原価抑制等が奏功し堅調に推移しました。

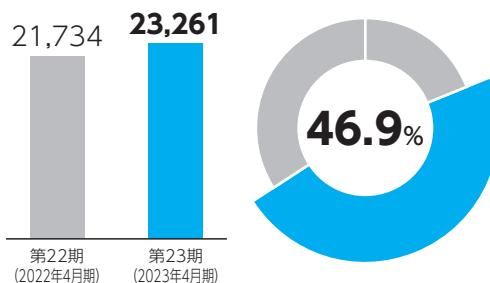
その結果、当セグメントにおける売上高は9,489,228千円（前連結会計年度比5.1%増）、セグメント利益は1,378,392千円（前連結会計年度比21.6%増）となりました。



5G生活様式支援事業 売上高23,261百万円 | 売上高 (単位:百万円) | 売上高構成比

「5Gインフラ支援事業」で説明したとおり、固定回線網サービス市場においては、ネットワーク原価は上昇しているものの、当社グループの主要サービスの一つである5G Homestyle（集合住宅向けインターネットサービス）につきましては、建物の資産価値及び入居率の向上を目的とした高速ブロードバンド環境の導入が進んでおり、また、テレワークやオンライン授業、動画コンテンツ視聴等の利用がスタンダードなものとして認識されたことから、その市場規模は今後とも着実に拡大していくものと考えられます。そして、「スマートタウン（都市インフラ等の利便性をデジタル技術の活用により高めていく街）」の実現に向けた取り組みの一環として、先進テクノロジーを活用した5G/web3時代の新たな住まいや暮らし方を提案するコミュニティタウン「LIVING TOWN みなとみらい」を2023年4月29日にプレオープンしました。

5G Lifestyle（個人向けのモバイル通信サービスやインターネット関連サービス）では、当社グループが提供する独自のテクノロジーを活用したスマートフォンサービス「トーンモバイル」において、5G/web3/メタバース時代の到来を見据えたスマートフォン端末の提供を行っています。そして、そのスマートフォンによる独自サービスとして、AIで家族を見守る「TONEあんしんAI」を搭載した家族向け見守りサービス「TONEファミリー」を展開するなど、様々な社会問題の解決にも取り組んでおり、世界的に危惧されているネット依存という社会問題の解決を視野に入れた次世代オンライン健康相談サービス「TONE Care」においては、“スマホ使いすぎ”に関する専門相談を開始しました。また、株式会社NTTドコモの店舗網での契約数増加につなげるべく、成果報酬型広告を中心にマーケティング戦略を実行すると



ともに各店舗の販促強化を目的としたフィールドマーケティングにリソースを投じるなどの施策を講じました。

また、スマートフォン上で動作するEthereum互換レイヤ1ブロックチェーン「TONE Chain」上の当社グループ独自のポイントサービスである「TONE Coin」について、2022年6月よりユーザー協力型実証実験プロジェクトとして定常的な運用を行ってきました。そして、2023年6月6日時点でメインネットにおいてノード数3,566を記録し、僅か運用開始後約1年で世界第4位（2023年6月8日現在、インターネット上において公表されているブロックチェーンのノード発表数における当社調べ）の規模に到達しました。

その結果、当セグメントにおける売上高は23,261,191千円（前連結会計年度比7.0%増）、セグメント利益は2,039,485千円（前連結会計年度比41.1%増）となりました。

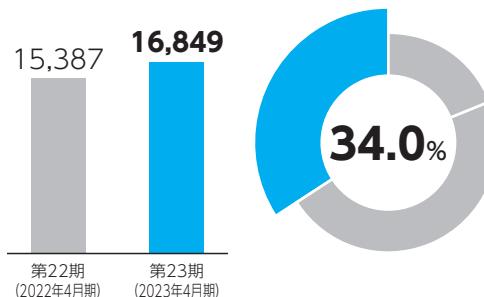
企業・クリエイター5G DX支援事業 売上高16,849百万円

フルスピードが展開するインターネットマーケティング、アドテクノロジーサービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響による広告需要の停滞から緩やかな復調にはあるものの、コロナ禍以前の市況には戻っていない状況にあります。そのような環境の中、これまで培ってきたインターネットマーケティングのノウハウを活かし、インターネットマーケティング関連のDX推進に努めました。

また、中期的な成長のための新規事業への取り組みも進めており、クリエイターが大手プラットフォームを介さず自ら情報発信し、その価値を最大化するクリエイター向けプラットフォーム「StandAlone」によるクリエイターエコノミー（クリエイターが自らのスキルによって収益化をおこなう経済圏）の拡大支援やクリエイターのためのNFT発行支援サービスの提供を強化しました。

その結果、当セグメントにおける売上高は16,849,059千円（前連結会計年度比9.5%増）、セグメント利益は604,414千円（前連結会計年度比0.1%増）となりました。

■ 売上高 (単位：百万円) ■ 売上高構成比



以上により、当連結会計年度の実績は、5Gインフラ支援事業、5G生活様式支援事業、企業・クリエイター5G DX支援事業の全ての報告セグメントが前連結会計年度を上回る結果となりました。

売上高については、各報告セグメントにおける環境の変化に対応しつつ、事業展開を図ったことで、総じて需要の取り込みが堅調に推移した結果、前連結会計年度比8.6%増の46,771,516千円となりました。

営業利益については、今後当社グループが「5G/web3時代のPlatform Maker」としてのポジションを確立すべく、モバイル革命領域、生活革命領域、生産革命領域への戦略投資を実行しつつも、原価抑制や効率的なマーケティング戦略の実施、経営リソースの再配分等の施策が奏功したことで順調に推移した結果、前連結会計年度比26.6%増の4,007,556千円と、過去最高の実績となりました。

経常利益については、事業収益の増加により前連結会計年度比28.8%増の3,707,329千円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益についても、事業収益の増加により前連結会計年度比116.5%増の1,792,049千円となりました。

セグメント別売上高及びセグメント別損益

(単位：千円)

区 分	売上高	セグメント利益 又は損失 (△)
5Gインフラ支援事業	9,489,228	1,378,392
5G生活様式支援事業	23,261,191	2,039,485
企業・クリエイター5G DX支援事業	16,849,059	604,414
その他	—	△16,540
調整額	△2,827,962	1,803
合 計	46,771,516	4,007,556

事業報告

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、532,141千円で、その主なものは、次のとおりであります。

案 件 名	金額
データセンター移設に向けた資産等（5Gインフラ支援事業）	219,971千円
本社事務所設備等（5Gインフラ支援事業/企業・クリエイター5G DX支援事業）	56,363千円
通信機器等（5G生活様式支援事業）	44,662千円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、株式会社フルスピード完全子会社化のための株式取得資金、中長期の運転資金及び戦略投資資金の確保を目的に、金融機関より総額5,800,000千円の長期借入による資金調達を行いました。また、第三者割当による自己株式処分により1,470,600千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

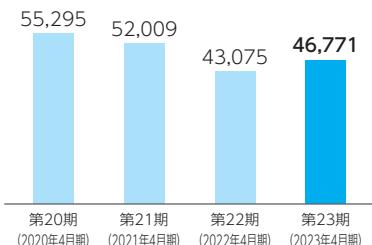
⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

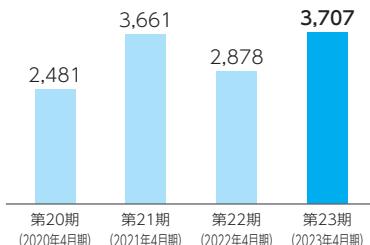
(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

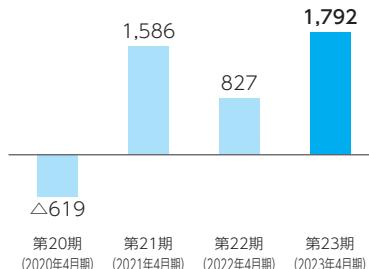
売上高 (単位：百万円)



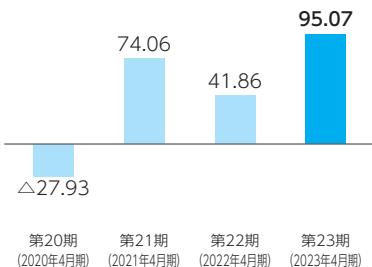
経常利益 (単位：百万円)



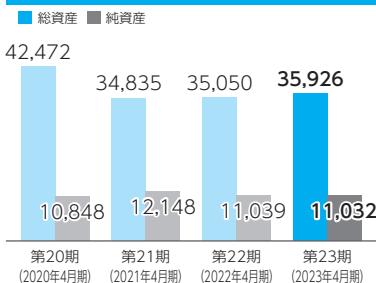
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



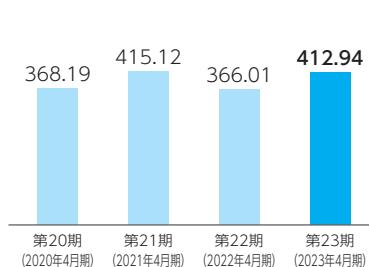
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分	第20期 (2020年4月期)	第21期 (2021年4月期)	第22期 (2022年4月期)	第23期 当連結会計年度 (2023年4月期)
売上高 (千円)	55,295,010	52,009,682	43,075,732	46,771,516
経常利益 (千円)	2,481,053	3,661,684	2,878,922	3,707,329
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△619,352	1,586,720	827,851	1,792,049
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△27.93	74.06	41.86	95.07
総資産 (千円)	42,472,125	34,835,976	35,050,152	35,926,487
純資産 (千円)	10,848,586	12,148,751	11,039,207	11,032,352
1株当たり純資産額 (円)	368.19	415.12	366.01	412.94

事業報告

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期(2022年4月期)の期首から適用しており、第22期(2022年4月期)以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2020年4月期)	第21期 (2021年4月期)	第22期 (2022年4月期)	第23期 当事業年度 (2023年4月期)
売上高(千円)	11,985,768	11,711,380	8,756,225	9,285,085
経常利益(千円)	1,020,670	1,285,721	811,832	512,489
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	801,925	△764,064	254,332	143,420
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	36.16	△35.66	12.86	7.61
総資産(千円)	25,519,288	21,297,687	21,315,567	26,068,634
純資産(千円)	10,139,878	8,284,036	5,915,106	7,439,071
1株当たり純資産額(円)	462.02	394.59	313.21	369.61

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期(2022年4月期)の期首から適用しており、第22期(2022年4月期)以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ドリーム・トレイン・インターネット	490百万円	100.0%	ISP事業、モバイル事業（TONEモバイル）、クラウド事業
株式会社ギガプライズ	195百万円	60.05%	HomeIT事業、ネットワーク事業、不動産Tech事業
株式会社フルスピード	100百万円	100.0%	インターネットマーケティング事業、アドテクノロジー事業
株式会社フォーイト	10百万円	100.0% (100.0%)	アドネットワーク事業

- (注) 1. 当社の議決権比率欄の（ ）内は、間接的な議決権比率を内数で表記しております。
 2. 当連結会計年度において、連結子会社である株式会社フルスピードの株式を公開買付けにより取得し、同社及び同社の子会社である株式会社フォーイトを完全子会社といたしました。
 3. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ドリーム・トレイン・インターネット	東京都渋谷区円山町3番6号	7,508百万円	26,068百万円

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和され、経済活動、社会活動の回復・改善が期待される一方で、世界的なインフレの進行や急激な円安、国際的な対立や紛争の影響によるエネルギーの供給不足や原材料の高騰など、未だに不透明な状況が継続しております。そのような中、インターネットはあらゆる産業及び局面において、改めて重要なインフラであることが再認識されており、第5世代移動通信システム（5G）のサービスの普及やweb3（分散型の次世代インターネット）、AIといった技術の普及など、大きな構造の変化も進んでおります。MVNE・MVNOサービスについても個人・法人向けの一般的なデータ通信サービスに限らず多様な利用方法が増えてきました。これらの事業環境は通信事業者の収益獲得のための活動をさらに活発にさせると同時に通信事業者の競争の激化を促進しております。

こうした状況下において、当社は最新技術へのキャッチアップとそれらを利用したビジネスモデルのセットアップを行うことを目標とした中期経営計画「SILK VISION 2024」を遂行しており、事業の拡大を目指し、持続可能な社会の実現に貢献しつつ、成長領域に経営資源を集中的に投下することを推進しております。

以上の取り組みにおいては、それぞれ次のような課題があると認識し、対応方針を策定しております。

① インターネット接続サービス市場環境の変化について

スマートフォンやタブレット端末などの高機能モバイル通信機器の普及によるモバイル通信環境における著しい利便性の向上により、インターネットへの接続がこれまでの固定回線によるものからモバイルデータ通信へと加速度的にシフトしております。ブロードバンドの固定回線は一定の普及により増加率は鈍化している一方で、モバイル通信事業者によるサービスの多様化や、事業者間の競争は激化しております。また、5G StandAlone（LTEとの併用ではない5G単独の通信規格）方式の普及がはじまっており、これまでの「超高速・大容量」に加えて「超低遅延」「多数同時接続」といった特徴を備えることにより、仮想的にネットワークを分割する「ネットワークスライシング」が実現し、多種類のネットワークの安定的な運用により、IoT（Internet of Things：モノのインターネット）をはじめとした様々な技術分野において急速な発展を促すことが見込まれております。しかしながら、5G StandAloneの提供のためには、ネットワーク設備側の更新の他、端末の対応も必要となっており、MNOキャリアとの技術的な調整や端末製造における投資が課題となっております。

当社グループでは、このような環境の変化を機敏に捉え、ユーザーのニーズを見据えた新たなサービスを開発し、いち早く提供を行うなど、必要と考えられる施策を推進しておりますが、今後も5G、6Gといったモバイル通信網の技術革新により、インターネット接続サービスの市場環境は影響を受ける可能性があるため、これらの変化を見据えた事業開発を行うとともに、市場環境の変化にスピーディに対応するためにこれまでの実績や経験に裏付けされた安定したサービスの開発及び適切な戦略投資が重要であると認識しております。

② 回線・帯域調達コストについて

インターネット上では帯域を多く利用するリッチコンテンツや、IoTのための通信が急激に増加しており、流通データ量が急激に増えております。また、在宅勤務・テレビ会議等の利用が多くなったことで、職場だけではなく家庭での通信に対する需要が増えたことにより、インターネット業界全体で、通信回線設備の需給バランスの不安定化や、帯域の不足の可能性が指摘されております。当社では回線・帯域調達の効率化やデータの最適化を含めた高効率のネットワーク運用を行うなどの努力を行い、また、長年培ってきた技術力を最大限に活かし、これらの環境に対応すべく努めており、このような取り組みは継続的に行っていく必要があると認識しております。

③ 最新技術への対応について

5G/web3/AIなどの最新技術は、これまでの既存の産業構造の形を変えてしまう可能性を持っており、当社グループもこれらの技術へ深くかかわるとともに、既存事業の着実な成長と利益創出を行うことで安定的な事業の運用をし、同時にこれら最新技術の既存事業へのネガティブな影響も考慮しながら、これら最新技術を利用した今後のビジネスモデルの構築を推進しております。

当社グループでは、長年のインターネット接続サービスの提供で培ってきたネットワーク技術やノウハウを活用することで、web3領域においてレイヤ1ブロックチェーンにおいて世界でも有数のノード数を運用するなど、一定の成果をあげております。また、近年急激な発達を見せているAI技術は、通信と連携することにより日々新たなビジネス手法を生み出す源泉となっております。

当社グループの特徴的なサービス提供形態として、これまで通信事業者向けにビルディングブロック（顧客のニーズにあわせ、サービスを選択・組み合わせで提供できるビジネスモデル）を提供してきましたが、今後は最新技術のソリューションを加えた上で、さらに一定の設計思考（エンタープライズアーキテクト思考）のもとにこれらを組み上げることで、通信事業者以外の事業者に対してもソリューションサービスの提供や共同ビジネスの提案を行っております。

また、当社グループでは、これらの新たな技術・市場において重要な役割を担うべく、グループ内で保有する技術やデータを有機的に管理するように推進し、国内外を問わず多くのパートナー企業との連携を充実させるように努めております。今後、積極的に当社グループの技術・サービスを多くの顧客に提供すべく、新技術に関する営業力の強化、継続的な技術開発による最先端のサービスの提供及び当社グループの技術を保護するための知財関連の強化等も肝要であると認識しております。

④ 関係会社管理の徹底及び社内管理体制と従業員教育の強化

当社グループでは、当社のみならず各子会社を通じて、インターネットに関わる多岐にわたる事業を展開しており、各社にて新規人員の採用や教育を行っております。人員の交流も積極的に行っておりますが、事業の拡大に伴い、さらにグループ全体の管理の徹底及び従業員教育の向上が必要であると認識しております。

そのため、子会社の計数管理の徹底、統一的な監査の実施を通じて適切な管理を行い、グループ内の内部通報制度の周知等を通じてコンプライアンス意識の向上に努めるとともに、企業理念や経営方針、統一的な教育プログラムをグループ各社で共有し浸透させることで、当社グループ社員の連帯意識の強化を図り、グループ会社間の枠にとらわれない発展を促します。

また、内部統制の観点でも、金融商品取引法等に基づく財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制の整備や構築等を行ってまいりましたが、さらにグループを通じて、内部統制強化のための連携・改善等を継続的に行っていく必要があると認識しております。

そのため、各グループ会社の監査役、内部監査室の連携を促進し、また継続的な従業員教育を通して、コーポレートガバナンスの充実及び法令遵守の徹底にグループ全社をあげて取り組んでおります。

なお、子会社であるフルスピードを完全子会社とし、その効果を最大化するため、同社との人員交流を更に強化してすすめております。

⑤ 就業環境の整備について

新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、当社グループでは、デジタルアセットを最大限に活用した働き方を従業員一丸となって試行してきました。これにより、実行施策のノウハウとメリット・デメリットの分析がすすんできたため、厳しい規制が緩和された後でも、社内会議やイベントのオンライン活用、テレワーク（在宅勤務）の推進、AIやセンサーを駆使した従業員の健康管理等を継続して行っております。

これらの施策の実行は、当社グループで働くことの魅力を向上させるとともに、通信事業者として社会経済活動の支えとなるようなサービスの提供が可能であることを示しております。今後もネットワークを活用した新たな事業形態の創出や、安定的なサービス提供を行う健全な企業体力の維持、従業員及び関係者の健康と安全を守るための新しい働き方の推進等について継続的に取り組むことで、持続可能な開発目標を掲げる社会への貢献を積極的に進めていくことが必要であると考えております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年4月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 52,473,600株
- ② 発行済株式の総数 23,414,000株
- ③ 株主数 4,572名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
石田宏樹	3,517,200株	17.62%
アルプスアルパイン株式会社	3,510,600	17.59
株式会社UH Partners 2	1,893,000	9.48
光通信株式会社	1,441,700	7.22
株式会社UH Partners 3	1,412,700	7.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	970,700	4.86
株式会社エスアイエル	879,600	4.41
株式会社オービックビジネスコンサルタント	450,000	2.25
S M B C 日興証券株式会社	331,800	1.66
村井純	288,000	1.44

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,453,741株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年7月29日開催の第21回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2022年7月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月26日付で取締役(社外取締役を除く。)4名に対して自己株式10,200株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会の定めるいずれの地位からも退任または退職する日までの間、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとされております。

また、2023年1月19日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年2月15日付で当社子会社である株式会社フルスピードの取締役(社外取締役を除く。)5名に対して自己株式10,100株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が同社の取締役その他同社取締役会の定めるいずれの地位からも退任または退職する日までの間、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとされております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

第三者割当による自己株式処分

当社は、2023年3月31日開催の取締役会において、アルプスアルパイン株式会社に対する第三者割当による自己株式の処分について決議し、以下のとおり処分いたしました。

- | | |
|--------------|------------------|
| ・ 処分期日 | 2023年4月18日 |
| ・ 処分株式の種類及び数 | 当社普通株式1,140,000株 |
| ・ 処分価額 | 1株につき1,290円 |
| ・ 処分総額 | 1,470,600,000円 |
| ・ 処分方法 | 第三者割当の方法による |
| ・ 処分先 | アルプスアルパイン株式会社 |

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年4月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石田 宏 樹	株式会社ドリーム・トレイン・インターネット取締役会長 びあ株式会社社外取締役 トーンライフスタイル株式会社代表取締役社長
取締役副社長	清水 高	株式会社ドリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長 株式会社ギガプライズ取締役
取締役	友松 功 一	株式会社フルスピード代表取締役社長 株式会社ジョブロード代表取締役社長 株式会社クライド取締役 FULLSPEED TECHNOLOGIES INC. Director 株式会社ギガプライズ取締役 株式会社フォーイット取締役
取締役	和田 育 子	株式会社ギガプライズ取締役 株式会社フルスピード取締役
取締役	吉田 和 正	オンキヨーホームエンターテイメント株式会社社外取締役 株式会社マイナビ取締役常務執行役員
常勤監査役	篠 秀 一	
常勤監査役	松岡 彰 洋	
監査役	山口 勝 之	西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 執行パートナー 楽天グループ株式会社社外監査役 株式会社ブレインパッド社外取締役 (監査等委員)
監査役	矢田堀 浩 明	愛光監査法人代表社員 公認会計士矢田堀総合会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役吉田和正氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役松岡彰洋氏、山口勝之氏及び矢田堀浩明氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役山口勝之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役山口勝之氏は、当事業年度末日後の2023年6月29日をもって懶博報堂DYホールディングス社外監査役を退任いたしました。
 5. 監査役矢田堀浩明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は、取締役吉田和正氏及び監査役松岡彰洋氏、矢田堀浩明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 社外取締役の出井伸之氏は、2022年6月2日に死去により取締役を退任いたしました。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年4月30日現在の執行役員の陣容は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当
石田 宏樹 (※)	執行役員	グループ戦略、技術 グループCEO/CTO/チーフアーキテクト
清水 高 (※)	執行役員	グループ管理 グループCFO/CIO
友松 功一 (※)	執行役員	グループ人事/総務/営業 グループCOO
和田 育子 (※)	執行役員	グループ経営企画 グループCSO
高橋 研	執行役員	コア事業領域執行責任者 CPO
服部 司	執行役員	Dataシナジー/DC戦略 グループCDO

※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補填することとしております。ただし被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規、監査役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与等	非金銭報酬 等	
取締役 (うち社外取締役)	154,866 (12,800)	114,797 (12,800)	－ (－)	40,069 (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	38,400 (26,400)	38,400 (26,400)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	193,266 (39,200)	153,197 (39,200)	－ (－)	40,069 (－)	10 (5)

- (注) 1. 上表には、2022年6月2日付けで退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役(社外取締役を除く)4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上の額であります。

ロ. 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「二. 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の現況(1)株式の状況⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2003年5月6日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2021年7月29日開催の第21回定時株主総会において、株式報酬の額として株式数の上限を年253,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を含まない)の員数は4名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2003年5月6日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち社外監査役は3名)であります。

二. 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

1) 取締役報酬の基本方針

当社の取締役の報酬は、当社が持続的な企業成長を図っていくにあたり、将来を見据えた後継者育成計画の重要性を踏まえ、そのための候補人材を人種や国籍、性別、年齢等に左右されることなく予め確保するとともに、適切な時間と資源をかけて育成し経営者として必要な資質を備えさせていくこ

とが不可欠であり、また、企業規模拡大を担う次代の経営人材層を厚くしていくことで、ひいては当社の中長期的な企業価値向上に資することになるとの認識のもと、インセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責、在任年数、貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬としての固定報酬及び株主価値との連動性をより重視した株式報酬から構成され、取締役会の決議により決定しております。

種類別の報酬割合については、当社と同様の業態に属する企業の報酬水準等を踏まえ、当社の特性を考慮した上で、基本報酬額をベースとして定め、その役位・職責等を考慮して、業績連動報酬及び非金銭報酬等の割合について、指名報酬委員会にて検討を行うものとしております。取締役会は、指名報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の種類別の報酬割合を決定することとしております。

なお、当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として取締役選解任事項や取締役の報酬等の内容を検討するため、任意の指名報酬委員会を設置しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2) 個人別の報酬等の決定に関する方針

個人別の報酬額については指名報酬委員会にて検討を行うものとし、取締役会は、指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数、貢献度等に応じて総合的に勘案して決定しております。

取締役の業績連動報酬等は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みをより強化し、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社取締役会であらかじめ設定する評価期間・業績評価指標の達成度に応じて交付する業績連動型譲渡制限付株式を付与するものとし、各取締役への具体的な付与数は役位、職責、貢献度等に応じて決定し、原則として評価期間終了後に付与するものとしております。

取締役の業績連動型譲渡制限付株式以外の非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みをより強化し、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社取締役会においてその要件、付与数の算定方法、交付時期等を決定した上で一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件に譲渡制限を解除すること等を定める勤務継続型譲渡制限付株式を付与するものとし、各取締役への具体的な付与数は役位、職責、貢献度等に応じて、決定するものとしております。

なお、譲渡制限付株式を用いた各報酬制度は、2021年7月29日開催の第21回定時株主総会において決議いただいております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	30,640,431
現金及び預金	18,305,769
受取手形	173,106
売掛金	8,192,709
契約資産	29,446
リース債権及びリース投資資産	394,925
商品及び製品	338,698
仕掛品	251,623
原材料及び貯蔵品	1,248,072
前払費用	468,303
未収入金	572,895
その他	731,764
貸倒引当金	△66,882
固定資産	5,286,055
有形固定資産	2,475,825
建物及び構築物	582,223
土地	296,105
リース資産	1,101,285
その他	496,211
無形固定資産	389,271
のれん	37,149
ソフトウェア	171,899
ソフトウェア仮勘定	162,227
その他	17,994
投資その他の資産	2,420,958
投資有価証券	949,050
長期貸付金	1,496,914
繰延税金資産	864,239
差入保証金	480,969
その他	365,133
貸倒引当金	△1,735,348
資産合計	35,926,487

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	14,363,947
支払手形及び買掛金	256,361
短期借入金	300,000
一年内償還予定の社債	300,000
一年内返済予定の長期借入金	4,492,962
リース債務	741,035
未払金	5,936,200
未払法人税等	708,358
契約負債	579,468
賞与引当金	150,092
その他の引当金	48,455
その他	851,012
固定負債	10,530,186
長期借入金	9,084,282
リース債務	1,073,433
役員退職慰労引当金	60,527
退職給付に係る負債	57,300
その他	254,643
負債合計	24,894,134
(純資産の部)	
株主資本	8,194,722
資本金	4,514,185
資本剰余金	1,645,027
利益剰余金	5,286,747
自己株式	△3,251,237
その他の包括利益累計額	47,726
その他有価証券評価差額金	54,227
為替換算調整勘定	△6,500
株式引受権	75,185
新株予約権	780
非支配株主持分	2,713,938
純資産合計	11,032,352
負債・純資産合計	35,926,487

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (2022年5月1日から2023年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		46,771,516
売上原価		33,444,223
売上総利益		13,327,292
販売費及び一般管理費		9,319,736
営業利益		4,007,556
営業外収益		
受取利息及び配当金	742	
受取手数料	3,307	
為替差益	5,742	
違約金収入	11,015	
その他	11,150	31,959
営業外費用		
支払利息	113,717	
持分法による投資損失	1,922	
支払手数料	137,070	
訴訟関連費用	39,207	
その他	40,267	332,186
経常利益		3,707,329
特別利益		
損害補償損失引当金戻入額	21,315	21,315
特別損失		
減損損失	36,898	
固定資産除売却損	1,357	
投資有価証券評価損	212,452	
通信設備除却費用負担金	35,330	286,038
税金等調整前当期純利益		3,442,606
法人税、住民税及び事業税	1,187,318	
法人税等調整額	△325,461	861,856
当期純利益		2,580,749
非支配株主に帰属する当期純利益		788,699
親会社株主に帰属する当期純利益		1,792,049

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	8,800,832
現金及び預金	6,794,353
売掛金	1,167,238
契約資産	23,977
商品	25,672
貯蔵品	1,318
前渡金	1,232
前払費用	209,494
未収入金	334,055
短期貸付金	1,205,000
その他	24,356
貸倒引当金	△985,865
固定資産	17,267,801
有形固定資産	621,825
建物	113,645
構築物	2,437
工具、器具及び備品	75,024
土地	162,135
リース資産	268,583
無形固定資産	217,783
ソフトウェア	80,816
ソフトウェア仮勘定	132,946
その他	4,020
投資その他の資産	16,428,192
投資有価証券	286,239
関係会社株式	15,726,895
関係会社出資金	7,429
破産更生債権等	1,950
長期前払費用	136,131
繰延税金資産	176,888
差入保証金	94,599
その他	10
貸倒引当金	△1,950
資産合計	26,068,634

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	10,275,479
買掛金	19,898
短期借入金	500,000
一年内返済予定の長期借入金	3,370,742
一年内返済予定の関係会社	4,155,284
長期借入金	
リース債務	110,687
未払金	1,775,044
未払費用	210,866
未払法人税等	24,559
契約負債	2,908
預り金	51,826
製品保証引当金	6,116
株主優待引当金	6,985
その他	40,559
固定負債	8,354,083
長期借入金	7,966,548
リース債務	251,244
その他	136,291
負債合計	18,629,563
(純資産の部)	
株主資本	7,371,793
資本金	4,514,185
資本剰余金	3,531,332
資本準備金	500,000
その他資本剰余金	3,031,332
利益剰余金	2,577,513
利益準備金	14,100
その他利益剰余金	2,563,413
繰越利益剰余金	2,563,413
自己株式	△3,251,237
評価・換算差額等	5,749
その他有価証券評価差額金	5,749
株式引受権	60,747
新株予約権	780
純資産合計	7,439,071
負債・純資産合計	26,068,634

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

損益計算書 (2022年5月1日から2023年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,285,085
売上原価		6,896,029
売上総利益		2,389,055
販売費及び一般管理費		1,848,004
営業利益		541,051
営業外収益		
受取利息	17,260	
受取配当金	87,769	
その他	11,647	116,677
営業外費用		
支払利息	100,260	
支払手数料	43,508	
その他	1,470	145,239
経常利益		512,489
特別利益		
損害補償損失引当金戻入額	21,315	21,315
特別損失		
減損損失	28,634	
固定資産除却損	673	
通信設備除却費用負担金	35,330	
貸倒引当金繰入額	452,490	517,129
税引前当期純利益		16,675
法人税、住民税及び事業税	23,833	
法人税等調整額	△150,577	△126,744
当期純利益		143,420

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月14日

フリービット株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 京嶋 清兵衛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 片山 行央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フリービット株式会社の2022年5月1日から2023年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリービット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月14日

フリービット株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 京嶋 清兵衛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 片山 行央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリービット株式会社の2022年5月1日から2023年4月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月15日

フリービット株式会社 監査役会

常勤監査役	篠	秀	一	Ⓞ
常勤監査役（社外監査役）	松	岡	彰	洋
社外監査役	山	口	勝	之
社外監査役	矢田堀	浩	明	Ⓞ

以上

株主優待のお知らせ

2023年4月30日時点の当社株主名簿に記載又は記録され、5単元（500株）以上保有されている株主様に、右記のとおり株主優待ポイントを贈呈します。

当社が開設するWebサイト内で、食品をはじめとした4,000種類以上の商品の中からポイント数に応じて交換することができます。

当社株式を継続保有される株主様は翌年へのポイント繰越ができますので、最大2年分の積算ポイントによる商品交換もご利用できます。

ご利用にあたっては、別紙「株主の皆さまへの株主優待のお知らせ」をご覧ください。

株主優待ポイント表

保有株式数	進呈ポイント
500株～999株	★3,000 point
1,000株～9,999株	★6,000 point
10,000株以上	★10,000 point

継続保有によるポイント繰越で、より高ポイントの優待商品と交換することができます。
 ●2023年4月30日時点の株主名簿に記載又は記録された当社株式を5単元（500株）以上保有する株主様を対象とします。
 ●ポイントは、次年度へ繰越することができます（1回のみ）。
 ●ポイントを繰越す場合、4月30日時点の株主名簿に同一の株主番号で連続2回以上記載又は記録されていることが条件となります。4月末日の権利確定日までに、売却やご本人様以外への名義変更及び相続等により株主番号が変更された場合、当該ポイントは失効となり、繰越はできませんので十分にご注意ください。

優待商品の一例をご紹介します

※写真はイメージです。また、優待商品は変更になる場合がございます。

3,000 point～



福山製麺所「旨麺」
醤油・塩・味噌・豚骨
各80g×2袋



有明海産 味付のり「撰」
8切24枚×6



<おくさま印>
金賞健康米のおかゆ
250g×12袋

4,000 point～



<小林果園>
しずく珠（みかん大箱）6個



<成園作>三徳包丁
刃渡約16.5cm・全長約29cm
刃部モリブデンバナジウム鋼



宮城県産ひとめぼれ 5kg

6,000 point～



<伊藤園>
ぎゅっと濃厚30品目野菜
紙125ml×15本×2 ケース計30本



スペイン産イベリコ豚
ローススライス 大容量1kg



特別栽培米
魚沼産コシヒカリ 5kg

10,000 point～



<米沢牛黄木>
米沢牛バラ焼肉用 550g
賞味期限：出荷日より冷凍30日



<アラム>若牛モト 1kg (骨100g×40g、骨150g×30g、骨200g、ミート70g×3尾、パトナミン・クズ20g) 賞味期限：製造日より冷蔵60日



鹿児島県産 関西風焼鰻蒲焼
100g×3尾
賞味期限：製造日より冷凍90日

株主総会会場ご案内図

会場

渋谷マークシティ内 渋谷エクセルホテル東急6階 プラネッツルーム

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
連絡先 03-5457-0109 (ホテル代表)
<https://www.tokyuhotels.co.jp/shibuya-e/access/index.html>

交通のご案内

● JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン 東京メトロ銀座線

▶ 改札口から2階連絡通路を経てマークシティへ
3階エクセルホテル専用エレベーターで6階会場へ

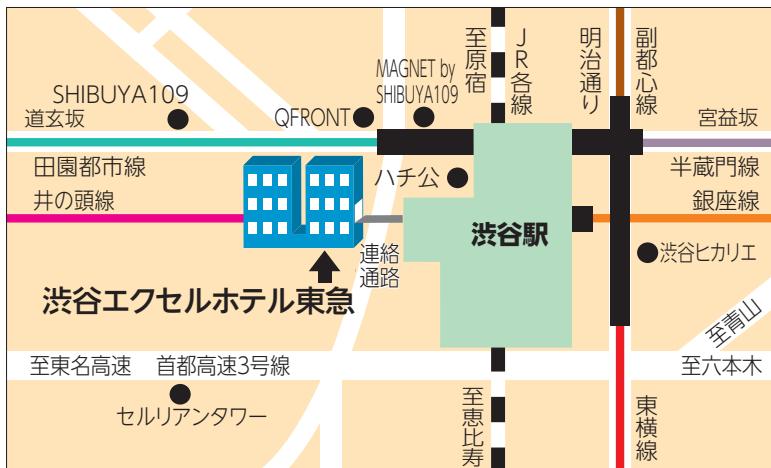
● 東京メトロ半蔵門線・副都心線 東急東横線・田園都市線

▶ 地上へ出てハチ公口からマークシティへ
1階エクセルホテル専用エレベーターで6階会場へ

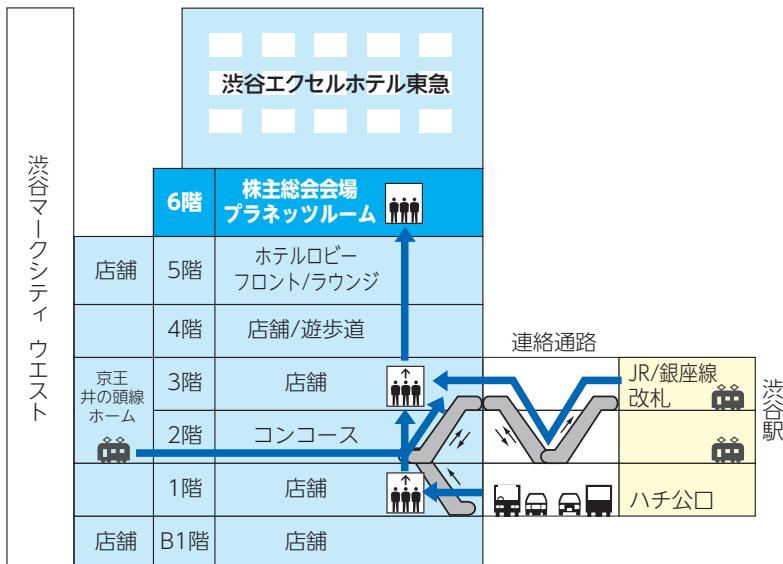
● 京王井の頭線

▶ 中央口から2階コンコースを経て3階へ
エクセルホテル専用エレベーターで6階会場へ

1階または3階からエクセルホテル専用
エレベーターにて6階にお越しください。



渋谷マークシティ イースト



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマホがご案内します。

目的地入力は不要です!

スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。



UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

